

○三宅伸吾君 自由民主党の三宅伸吾でございます。

本日は、質問の機会をいただき、金子委員長始め、理事として委員の各位に御礼を申し上げます。

先ほど藤井委員の方から子育てのお話ございましたので、少し質問の順番を変えまして、麻生財務大臣に、一人親世帯の、一人親世帯の支援税制についてお話を伺いたいと思います。子育てに関する税制、その中でも子供を持つ一人親の所得控除について取り上げます。

今の税制では、この一人の親の所得控除という税制優遇措置は、法律上、過去に結婚していた者が対象にいたしております。そして、死別とか離婚で一人親になった場合、寡夫、寡婦、控除という所得控除が受けられます。ただ、一人親が、親の方が男性の場合だと、一人親が女性であるケースより不利なケースになるという状況が現行の税制ではございます。

今回に提出される予定の所得税法の改正案が成立をいたしますと、この状況が大きく変わると聞いております。

見直される大きなポイントは二つございます。まず、一人親の所得控除については、法律上の結婚をしていた者も未婚の一人親も同じ扱いいたします。次に、一人親の親が男であっても女であ

つても控除額が同じになります。男女の差をなくすということでございます。

つまり、結婚を見込んで妊娠した後、死別とか心変わりなど様々な事情で結婚届を出さないまま出産、そして母の一人で子育てをする方もいら

っしゃいます。そういった方から一人親控除を受けられるようになるということでござい

ます。麻生財務大臣にお聞きいたします。

新しい一人親の所得控除制度、税制改正の狙いですが、住民票に夫(未婚)などと記載されてい

る場合には新しい一人親控除の対象としない理由も併せてお聞かせください。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、長い長い、本当に、この税制に関係された方はみんなこれ嫌

になるほど聞かされた話だと思いますが、一人親の話。今回は、全ての一人親家庭に対して公平な税制

ということをする観点から、婚姻届の有無にかかわらず、男性の一人親と女性の一人親の間に不公平、今まで女性だけでしたから、寡婦控除は

そして、一人親に対する控除というものに関して、単身者が子供を扶養する際に生じる追加的ないわゆる経費への配慮として設けるというのが基本的な哲学というか概念でありますので、

明らかに事実婚であるというような話になった場合には、これは具体的には、今言われたように、

夫(未婚)とか妻(未婚)とかいうように書いてある場合がありますけれども、これは明らかに一緒

におられるということになりますので、そういった場合は、いわゆる、そういった場合というのは記載があるという意味ですけれども、記載がある

方についてはその対象としないということで分けさせていただいたというように御理解いただければと存じます。

○三宅伸吾君 この税制改正を昨年議論しております自由民主党の税制調査会、私、非常に記憶

に残る発言をされた方がいらっしやいました。子供に罪はないという表現はおかしいと。子供に罪

はないということ、親に罪があるのかということを示唆する、だから子供に罪はないという表現

はおかしいという発言をされた方がいらっしやいました。結婚しようとして、妊娠して出産しました。婚姻前に死別したり何らかの理由で別れた

りし、婚姻届を出せなかった方もいらっしやるわけでございます。つまり、未婚の親に罪があるとかなかなか言うべきではないと私も思います。

国の将来を担う子供たち、少子化が進む中で、選択的未婚の母、選択的未婚の父に手を差し伸べる今回の税制改正は極めて重要だというふうに思っておりますので、まず最初の質問とさせていただきます。

先ほど藤井委員の方から新型コロナウイルスに関する質問がございました。ちょっとその関連で、外務大臣と防衛大臣にお聞きをしたいと思います。

まず、茂木外務大臣にお聞きをいたします。

今朝、急遽質問通告を追加いたしましたので、もし御準備なければ結構なんですけれども、国際緊急援助隊の派遣に関する法律というのがございまして、これによりますと、海外で大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、当該国の政府又は国際機関の要請に応じ、政府は国際緊急援助隊を派遣できるとの趣旨の法律でございます。

この法律に言います災害には、感染症が含まれているのででしょうか。そしてまた、この法律に言う大規模な災害の大規模とはどのようなことを言うのでしょうか。

○国務大臣（茂木敏充君） 国際緊急援助隊の派遣に関する法律における災害は、地震、台風等の自然災害に加えて、幅広く各種の災害を意味しております。今回の新型コロナウイルスの感染拡大もこれに含まれると考えております。また、

た、この法律に言います大規模とは、被災国の住民の生活や経済に著しい影響を与える災害で、通常、被災国のみでは対処できない規模のものを意味すると考えております。

もちろん、今、中国も政府を挙げてこの感染拡大に努めていると。日本としても、本日も、チャーター機につきましては、アスクを最初に世界でお届けをしたり、いろんな形で支援もしていきたいと思っております。

○三宅伸吾君 河野防衛大臣にお聞きをいたします。

この法律によりますと、国際緊急援助隊は、救助、医療、災害応急対策及び災害復旧のための活動ができるわけございまして、外務大臣は、特に必要があると思えるときは、部隊等につき協力を求めるため、防衛大臣と協議を行うという規定がございますけれども、この新型コロナウイルスにつきまして、外務大臣の方から河野防衛大臣の方に何らかの協議要請はございましたでしょうか。

○国務大臣（河野太郎君） 本件につきまして、現在のところ外務省からの協議要請はございません。○三宅伸吾君 茂木外務大臣にお聞きいたします。中国内の日本人を救出というが、日本に帰ってきてもらうために様々な民間機等を手配されているとお聞きいたしました。一号はもう先ほどお話をございました。二号機等、それ以後の後継の救援を

活動の状況についてはどうなっておりますでしょうか。

○国務大臣（茂木敏充君） まず、中国側からチャーター機一機を受け入れるための準備が整ったというところであります。移動の手段も確保できたことから、まず第一便を昨晩八時半頃に武漢空港に向けて派遣をしまして、本日の午前中に二百六名の方を乗せたチャーター機、羽田空港に到着をしたところであります。

引き続き、帰国を希望される方々についてもチャーター機等を手配する方向で調整してきています。が、今現在、本日の夜、昨日の第一便と同じ時間帯で第二便のチャーター機を武漢に向けて出発させる方向で最終調整を行っているところであります。そうできるように全力で頑張っていきたいと思っております。

○三宅伸吾君 本件につきまして、先ほどWHOのお話も少し藤井委員の方から出ましたけれども、今月二十八日、WHOの事務局長と会談をされました。習主席はこのように述べたと報じられております。中国共産党の強力な指導の下で、中国の特色ある社会主義の優位を十分に發揮し、感染症との阻止戦に勝利する完全な自信があると習主席が述べられましたと報道されております。

是非、様々な努力を尽くしていただいて、一刻も早く事態が終息の方向に向かうことを期待をい

たしております。

さて、梶山経済産業大臣にお聞きしたいと思います。

昨年十月から消費税が一〇%に引き上げられました。それに伴い、支払方法を現金ではなくクレジットカード等のキャッシュレスにした場合でございませぬ、一定の中小小売店でキャッシュレスで支払いますと二〇%又は五%のポイント還元が得られるという仕組みがスタートをいたしておられます。今年の六月までこのポイント還元でございます。この議題になっております補正予算案でも、総額約一千五百億円がキャッシュレス・消費者還元事業として計上されております。

そこで、梶山大臣にお聞きをいたします。

キャッシュレス決済比率四〇%を政府目標とされていらっしゃいます。中国、韓国などは日本よりもキャッシュレス化が進んでいると聞いておりますけれども、この補正予算を含めまして、キャッシュレス化に取り組み政府の狙いをお聞かせいただけますでしょうか。

あわせて、もう一つお聞きいたします。

これは、購買履歴のデータの問題でございます。キャッシュレスの購買履歴をもしリアルタイムで追うことができますと、個人がどこにいて、何を買ったか、何を買ったかということは、何をしようとしているのかも大体想像が付くわけでございます。

本人の同意のないままに、知らないままにプライバシーが海外の事業者だけでなく外国政府機関に流れてしまう懸念を持つていらっしゃる日本人の方も多いように思います。

今回のポイント還元事業によってキャッシュレス決済分野で国内の決済事業者を支援する狙いもあるように思えるのですが、いかがですか。○國務大臣（梶山弘志君） 三宅委員から御質問のありましたキャッシュレス化、キャッシュレスの推進は、消費者の利便性の向上、店舗の効率化、売上げ拡大、データ利活用の促進に資する重要な取組であると考えております。

政府としては、予算事業として実施している今回のポイント還元事業に加えて、統一QRコードの普及など、予算外の取組も同時に進めているところであります。二〇二五年までにキャッシュレス決済比率四割程度の実現は、このような予算事業と予算外の事業の組合せにより達成をしていく所存であります。このため、ポイント還元事業の普及を切り出してキャッシュレス決済がどの程度普及拡大するのかわという定量的効果を申し上げることは大変難しいことであると考えております。

他方、ポイント還元事業はこの目標を実現する上で欠かすことのできない重要な政策の一つであります。途中で予算が不足するようなことがあってはならない。制度開始後、当初の想定と比べ参

加店舗の数やキャッシュレスの利用が大幅に増加をし、予算が不足する事態が見込まれたため、事業を切れ目なく実施する観点から補正予算案に千四百九十七億円を計上することとしたところであります。

引き続き、今回のポイント還元事業を通じて中小・小規模事業者がキャッシュレスを導入しやすい環境を整えることで、日本でキャッシュレス決済をしつかりと浸透させてまいりたいと思っております。

ちなみに、この制度が始まる前に、この取組が始まる前のキャッシュレス決済比率というのは一〇%の半ばというものでありまして、従来もキャッシュレスをやっていた事業者もあれば、新たにキャッシュレスを取り入れる事業者もあるというところであります。二〇二五年までにキャッシュレス決済比率四割程度の実現は、このような予算事業と予算外の事業の組合せにより達成をしていくものだと思います。

もう一点、ポイント還元事業につきましては、消費税引上げ後の需要の平準化、そして消費税引上げの影響を受ける中小店舗への支援、そしてキャッシュレス推進による消費者の利便性向上や店舗の効率化、売上げ拡大を目的としているものであって、日本発のキャッシュレス決済事業者だけを育成支援することを目的としているものではないかと考えております。

他方、今回の制度は消費税引上げという国内

の環境変化への対応であることから、主として国内に居住する消費者にサービスを提供する決済事業者だけを対象としております。このため、今回の制度により日本発のキャッシュレス決済事業者が結果として日本国内でしつかりとサービスを浸透させていくことにはつながると考えており、委員が懸念されているような状況がもたらされるようなことは考えにくいと思っております。

こうした観点も踏まえつつ、今回のポイント還元事業を通して日本のキャッシュレス決済の浸透を促進させていきたいと考えておりますけれども、この登録要領において、個人情報取扱について必要な措置を講ずるようにとすることで義務付けもしているところであります。

○三宅伸吾君 是非、プライバシー問題には是非御留意いただいて、キャッシュレス化による店舗現場の生産性向上などにつながればいなと思っております。

話を大きく交えて、ちょっと外交の話をさせていたきたいと思えます。香港と台湾と中国の話させていたきたいと思えます。

皆さん御案内のように、香港、昨年、春より大規模な民主化デモが展開をいたしました。昨年三月に香港政府が逃亡犯罪人条例というものの改正案を提案をしたところ、これが契機となって大きなデモの火が付いたということでございます。

(資料提示)

逃亡犯罪人の香港から中国本土への引渡しを可能にするというのがこの法律の一つの改正ポイントでございます。この改正案に対しまして、香港の方から見ると、そもそも大陸、中国の司法に對しては不信感がございます。条例改正案が実現しますと、この改正案には適及効が付いておりまして、経済界、経済人の中には、別件逮捕されたいという事件で中国に引張っていかれるんじゃないかという疑問を持った経済人も多いというように聞いております。様々なデモが起き、そして民主化運動が大きくなるとなり、昨年十一月の香港区議会選挙では民主派が議席を大きく伸ばしました。

繰り返しになりますけれども、民主化運動の高まりの背景には、市民の中国本土の刑事司法に対する根深い不信感がございます。日本の最高裁判所に相当する中国の最高人民法院を含め、中国の裁判所は中国共産党の強い影響下にございます。

昨年の春でございますけれども、最高人民法院の院長は、全国人民代表大会での活動報告の際、次のように述べたということです。中国の共産党が中国の裁判所の判断よりも絶対的に上位の権限を持つと、こういうことをお述べになつたと聞いております。もちろん、それだけではなくて、民主化運動の背景には、高騰する物価、貧富

の差の拡大、就職難など様々な社会の不安、不満がワグマとなって固まっており、逃亡犯罪人条例の提案を機に一気に噴き出したということだろうと思えます。

変わって、台湾でございますけれども、御案内のように、今月十一日、四年に一度の総統選挙が行われ、民進党の現職蔡英文総統が再選をされました。今回の選挙戦で、蔡英文は、現職は台湾の主権、民主、自由を守るという独自路線の主張をされ、選挙戦を戦いました。これに対して、事実上の一騎打ちでございますけれども、国民党、高雄市長の韓國瑜氏は、中国との協力による経済発展を主張されたわけでございます。結果的には、香港の民主化運動の騒動を受けて、かなり有利な風が蔡英文氏に吹き、過去最高の得票数が再選をしたという見方が多いと聞いております。香港で中国共産党をほうとさせる風が吹けば、台湾で反共のうねりが起こるといふ解説を耳にしたことがございます。

もう一度先ほどのペネルを出していただきたいと思いますでしょうか。このペネルの右側のペネルの真ん中に、少し見えていかもしませんが、ペネルの真ん中に、今日の香港、明日の台湾と、こういう趣旨のスローガンが掲げられております。

茂木外務大臣にお聞きします。香港での民主化

運動と台湾の総統選挙についてどのような受け止め方をされておられますか。

○國務大臣(茂木敏充君) まず、香港情勢につきましては、三宅委員も御指摘のとおりでして、デモ等が長期化しておりまして、香港政府と民主化勢力との間の不信感が高まっているのは間違いないと思っております、引き続き、憂慮し、状況을注視しているところであります。

一国二制度の下、自由で開かれた香港を引き続き繁榮していくことが重要でありまして、自制と平和的な話し合いを通じた解決を関係者に求めるとともに、事態が早期に収束され、香港の安定が保たれることを強く期待したい。昨年末の日韓のサミットの際の日首脳会談でも、安倍総理から習近平國家主席に対してこの点は明確に申し上げたところでありますし、私から王毅委員にもこの点につきまして明確に要請をいたしております。

一方、先般の台湾の総統選挙、確かに、トランプを見ておりますと、明らかに、何というか、蔡英文氏が途中からぐっと伸びてくる。香港情勢とのつながりについて私が分析する立場にはないわけでありまして、蔡英文氏が再選されたわけでありまして、政府としては、台湾との関係を非政治化の方向に維持していくと、こういった従来からの立場を踏まえて、引き続き、日台間

の協力と交流の更なる深化、図っていきたいと考えております。

○三宅伸吾君 さて、中国から今年の春、國賓がいらっしゃる方向だとお聞きいたしております。

國家主席習近平氏を國賓として迎えるという計画があるとお聞きしております。しかしながら、國賓待遇で迎えることが妥当なのかという疑問の声も耳にいたしております。國賓と異なる公賓という接遇の仕方もございます。公賓は首相のお客様であるのに対し、國賓の場合は皇居での歓迎行事があるなど、天皇陛下のお客様という色彩も強まっております。

近年、日中間は改善ムードが高まりつつあります。その一方で、南シナ海、東シナ海への中国公船の尖閣諸島海域への不法侵入、邦人の拘束事案等の日中間での諸問題を始め、中国国内ではかねてございました新疆ウイグル自治区の人権問題等々がござえます。我が國は、平和外交、そして基本的な人権の尊重、民主主義の堅持など、普遍的価値観をずっと世界に対して高く掲げてまいっております。中国の動きは、それから価値観は必ずしも、我が國の普遍的価値観とは異なる部分も多いように思います。

その一方で、中国はもう世界第二位の經濟大國でございますし、習近平國家主席が率いる中国共產黨、黨員九千万人でございまして、ドイツの人

口よりも黨員の数が多くということでございます。また、中国共産黨、歴史は一九二一年まで遡りまして、来年は百年を迎えるんだと思っております。ただ、我が國も、万世一系、今年は皇紀二千六百八十年でございます。今上陛下を含めて、國民を挙げ、これ、閣議決定をして國賓として習近平國家主席を迎えるということとは、それなりの我が國にも重い責務があると当然思いますけれども、國賓として迎える以上、國賓として迎えられる側の責任もあるのではないかと私思いますが、安倍総理にお伺いいたします。國賓としてお迎えする方へ日本側から求める条件ございますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 習近平國家主席の訪日についてでございますが、ちなみに、中国の國家主席の訪日は今まで数回ございますが、いずれも國賓で訪日をされているということでございます。日本と中国は、地域や世界の平和と繁榮に共に大きな責任を有しているわけであります。日中兩國が、日中兩國であります、中国もであります、その責任を果たしていくというところが、現在のアジアの情勢において、アジアから、また世界から求められていると考えております。そのまぎに習近平國家主席の國賓訪問を、委員御指摘のとおり、その責任をしっかりと果たしていくという強い決意を世界に示す、國賓がですね、機会としたいと

こう考えているところでございます。

同時に、だいたい委員が御指摘になったように、二宅委員が御指摘になったように、中国との間に今御指摘のような様々な懸案が存在しております。今委員は、香港の問題、新疆ウイグル自治区の問題等についてお話をされました。こうした課題、問題については、先般、習近平主席と首脳会談を行った際、私から先方に、私の考え方について先方に伝えたところであり、要請も行ったところでございます。

今後とも、引き続きしっかりと主張すべきは主張し、中国も今、地域あるいは世界に対する責任をしっかりと果たしていくように今後とも求めていただきます。このように考えております。

○三宅伸吾君 心より中国国家主席を全国民からも手を挙げて歓迎できるような環境になっていることを期待をして、次の質問に移りたいと思っております。高市総務大臣にちよつとお聞きしたいと思っております。

固定資産税のお話でございます。からつと変わりますけれども、固定資産税。固定資産税というのは、通常は不動産の所有者から税金を頂戴するという制度でございますけれども、なかなか所有者が最近は見付からない土地等山のようにございまして、大問題になっている

と思います。

土地の所有者が死亡したんだけれども、全相続人が相続を放棄してしまつたど、しかし誰かがその土地を利用して、またその上の建物を利用している場合もございます。ただし、土地所有者が不明なものですから、相続人がないので固定資産税取れないという現状が今あると聞いております。そしてまた、マンシヨンの例は一つの部屋を外国の方が買われて所有しておられたど、死亡をしまつたど。日本人であれば戸籍等を見れば相続人誰かが分かりますけれども、マンシヨン、その親族の方は住んでいるんだけれども海外の方なので戸籍上誰がどういふ相続関係にあるのか分からず、結局固定資産税が徴取できないという事態もあると聞いております。

そういう場合に、これからは一定の場合については利用者から、固定資産の利用者から固定資産税をいただくという法改正を検討されていると聞いておりますけれども、その概要と狙いについてお聞かせください。

○國務大臣（高市早苗君） 調査を尽くしてもなお所有者が一人も明らかとならない、このような場合に、使用者を所有者とみなして固定資産税を課税できるようなにする制度につきまして、令和一年度の税制改正において措置を講じる予定でございます。

この制度、使用者を所有者とみなして課税する

この前提として行つ調査につきましては、住民票や戸籍などの公簿上の調査に加えて、実際に当該資産を使用している方や、それからその他の関係者への質問などの実地調査も想定をいたしました。その具体的な内容につきましては今後政令などで定めることとしてお聞きいただけます。各市町村の実態を踏まえて、より実効的なものになるように工夫をしております。

○三宅伸吾君 続きまして、また固い話題で恐縮でございます。

ちよつと民事関係の司法の改革についてお聞きしたいと思いますが、朝倉内閣審議官らつしやっております。私、自由民主党の議連の事務局長を推進する議員連盟という会がございます。その会では、公明党の民事司法改革に関するプロジェクトチームと深く連携をし、使いやすくして頼りになる民事司法の実現に向けて、政府に対して何

度も働きかけをさせていただいております。こうした私どもの活動を受けて、政府は昨年の春に民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議を設置いたしました。そして、その会議は本年の三月十日を自途に報告書をまとめる予定と聞いております。

その報告書の骨子案というのが先般発表された

とらでございませけれども、必ずしも私たちの  
与党の要望とおりの骨子案になっておりません。

例えば、訴訟費用の低額化、総合法律支援の拡充  
そして国際紛争の解決、国際交渉を担う国際人材  
の養成等については、もう少し前に進んだ最終報  
告となることも期待したいと思っております。

最後の質問で、今日の質問でございませけれど  
も、一つだけ朝倉審議官に御見解をお聞きいたし  
ます。

我が国では、故意で他人の権利を侵害しても  
うっかりミスで特許権などを侵害しても、実は損  
害賠償は同じでございませ。一方で、特許権侵害  
罪で起訴された人もいませんで、特許権侵害に  
ついては侵害のし得たと長らく言われ続けており  
ます。

故意とか悪意などでの権利侵害に対しては、損  
害賠償に制裁的、抑止効果のある追加的な賠償を  
認めるのが、近年、中国を含め世界の潮流であり、  
この流れは知的財産がますます鍵を握る時代にな  
つて甚だ理にかなつております。

二月に取りまとめる予定の最終的な報告書にお  
いては、特許権侵害等について侵害のし得たとさ  
れる我が国の不名誉なレッテルを剥がし、知財立  
国を更に推し進めるためにも、特許権侵害等に関  
する損害賠償の見直しを含め、知財司法に関する  
紛争解決の選択肢を増やす方向での前向きな取り

まどめを是非ともお願ひしたいと思います。

朝倉審議員、どのような内容の取りまとめとな  
りますか。

○政府参考人（朝倉佳秀君） 答えいたします。  
民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡  
会議では、国際化社会の一層の進展を見据え、我  
が国の民事司法の国際競争力を強化するという観  
点から、必要な課題の検討を進めてきたところ  
でございませ。

知的財産分野は特に国際的な紛争になりやすく  
紛争解決地の選択という点で我が国の民事司法制  
度自体が国際競争に強くなりされておりますこと  
から、委員御指摘のとおり、知財司法に関する紛  
争解決オプションを増やすことは極めて重要であ  
るものと認識してございませ。

連絡会議におきましては、その重要性を踏まえ  
た前向きな取りまとめとすべく、引き続き関係府  
省庁等と検討を進めてまいりたいと思ひませ。  
○三宅伸吾君 失礼しました。もう一問質問をし  
て終わりたいと思ひませ。

梶山経済産業大臣にお聞きをいたしたいと思ひ  
ませ。官民ファンドについてございませ。  
私は、自由民主党行政改革推進本部で官民ファ  
ンドも担当いたしました。官民ファンドにつ  
きましては、民業圧迫、実績が余り上がつていな  
いじやないかという批判をされる方々もいらつし

やいませ。検証作業も必要でございませけれども  
実は極めて収益というかキャピタルゲインを上げ  
ている官民ファンドもあるわけございませ。  
これは半導体メーカーでございませけれども、  
ＩＣＩという官民ファンドが長らく支援をして  
おります上場会社、ルネサスエレクトロニクスと  
いう会社でございませ。七年前に官民ファンドが  
千三百八十四億円投資いたしました。当時の持分  
は約七割弱。それから六年強たちまして、昨年末  
現在では、持分は三％を切つております。これ  
までの回収額、投資額千三百八十四億円を差し引  
いて、既に回収した資金が四千二百億円、これは  
ネットプラスでございませ。そして、現在も株  
価も売却できたとして、計八千億円以上のネット  
の収入をこの官民ファンドは上げるといふこと  
になります。

しかしながら、この官民ファンド、ジヤパン  
イノベーション、ちよつとまくいていない  
……（発言する者あり）かなりという御批判も耳  
にいたしますけれども、いざれにしましてもア  
ナスを抱えている投資先もございませ。  
しかし、トータルでは一体どうなつていゝんだ

るというのが気になっておりまして、まずお聞きしたいのは、このルネサスから回収した四千億円以上、どう国に還元をしたのか、還元の仕方とそれからＩＮＣＩ全体の収益構造、是非お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣（梶山弘志君） 三宅委員から御指摘のありましたルネサスエレクトロニクス社、そして悪い方のジャパンディスプレイ社に関しては御指摘のとおりであります。

個々の投資の結果は様々ですが、ＩＮＣＩ全体として収益を確保することが最も重要なことであると認識しております。二〇一九年九月末時点で確定しているＩＮＣＩ全体としての回収益は約七千億円であり、投資活動全体を通じて一定の収益を確保できる可能性が高いと考えております。また、投資活動の結果から得られたＩＮＣＩ全体の回収益は、国への配当、納税又は再投資等の原資となっております。二〇一九年九月末までに国への配当として一千四百六十三億円、法人税等として千九百六十四億円をそれぞれ支払っているところであります。

経済産業省としては、まだ投資回収が終わっていない案件の企業価値向上などを通じて、ＩＮＣＩ全体で更なる収益性の確保が達成されるようになりつかりと監督をしてみたいと思つております。

○三宅伸吾君 本日はこれで終わりたいと思ひます。